

令和 8 年度 加東市集団健診 Web 予約システム導入業務委託

仕 様 書

令和 8 年 9 月

加東市健康福祉部 健康課

1 件名

令和8年度 加東市集団健診 Web 予約システム導入業務委託

2 目的

加東市で実施しているまちぐるみ総合健診における受診予約について、市民の利便性の向上及び受診率向上を目的に、令和9年度実施分からインターネットを利用した Web 予約システムを導入する。

3 契約・履行期間

(1) 本システムの初期構築作業（試用期間含む）

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

(2) 本システムの提供

令和9年2月1日（月）から令和9年3月31日（水）まで

なお、令和9年度以降の実施分についても継続して本システムを利用するため、履行期間満了時には原則として契約を更新するものとする。

4 費用の考え方

(1) 構築費用（初期費用）

- ・ システム導入にあたり構築費用（初期費用）が必要な場合は提案書に明記すること。
- ・ 本システムの導入費用については、当市が保有する電子データの加工等にかかる費用も含めるため、電子データの加工に発生する費用についてデータセットアップ費として見積書に記載すること。

(2) 利用料

- ・ 本システムの運用・保守費用を含む利用料金の月額費用を記載すること。ただし、利用料金の支払いについては、本格稼働後から開始するものとする。なお、本仕様書における「本格稼働」とは、令和9年2月1日（月）をいう。

(3) その他個別に適用する料金

- ・ 本契約期間終了後、当市の希望により契約更新（延長）する場合について契約条件を提案書に明記すること。
- ・ 契約期間中に利用可能な有償オプションがある場合、費用と詳細機能を提案書に明記すること。

(4) 法改正等に伴うパッケージ標準機能の改修にかかる費用

- ・ 国の法令改正等により、本システム（受託者のパッケージ製品）の標準機能として対応すべき機能改修等については、標準仕様として原則追加経費の請求無く提供すること。ただし、当市固有の制度・運用に起因する改修や、特段の事情により費用の発生が見込まれる場合は、事前に協議の上、その取り扱いを別途決定するものとする。

5 委託内容

(1) Web 予約システムにかかるシステムの構築・導入・保守対応

受託者は、健診等の予約受付期間中において、対象者が Web にて健診等の予約が可能な以下のシステムを開発し導入すること。

① Web 予約システム

対象者が、インターネットから予約受付を行うことができる Web 予約システムを構築すること。なお、令和 9 年 3 月までの運用費（ライセンス、保守等）を含むものとする。また、健診の予約受付期間中において、対象者が 24 時間インターネットで健診の予約が可能であり、詳細にあたってはあらかじめ当市と協議すること。

② 管理システム

当市が予約管理を行うためのシステムを構築すること。

(2) システム構築に関する支援業務

① システムに係る支援作業

- ・ 当市との協議の上、システム設定すること。
- ・ システムの機能検証を行うための環境を準備すること。
- ・ 当市の初回 Web 予約受付日の日程に合わせ、年度内に複数回に渡って予約日や期間が設けられていても、初回に全ての日程の設定並びに確認作業を当市と受託者双方で行うこと。

② 導入時研修業務

- ・ 必要に応じてシステム設定完了時以降に当市職員に対して研修（電話や Web 会議等）を実施すること。

③ 導入スケジュール

受託者は導入スケジュールを作成し、当市の承認を得た上で業務を進めること。

④ 納品物

システム操作マニュアルを電子データ又はシステム上にて提供すること。

(3) 保守・メンテナンス業務

システムの円滑な運営維持及び障害に対応するため保守業務を行うものとする。

6 システム要件

(1) 基本要件

別紙「機能要件等一覧（様式 6①）」の「基本要件」にて提示する非機能要件」

(2) 機能要件

別紙「機能要件等一覧（様式 6①）」にて提示する

(3) 非機能要件

別紙「非機能要件一覧（様式 6②）」にて提示する。

7 委託料の算定

イニシャルコスト、ランニングコストなど、システム提供に係る費用や管理費用すべてを含めた総額により算出すること。あわせて、月額利用料及び年間換算額を明示すること。

8 システム稼働スケジュール

時 期	内 容
契約締結日～	システム導入準備
令和9年2月1日～	健診 Web 予約受付開始

(1) スケジュール

提案範囲に掲げるすべての作業項目について、作業開始からサービス開始日まで（サービス開始日以降に実施する作業等を提案する場合はその作業期間まで）のスケジュール（案）を作業工程等が分かるよう詳細に示すこと。

なお、具体的なスケジュールについては、当市との当該業務の契約締結時までに協議のうえ決定する。

(2) 作業工程等

スケジュール（案）で示した作業工程について、その内容や役割分担等について記載すること。

(3) 留意事項

本システムの本稼働の前に当市職員が動作確認するためのテスト期間を十分に設けること。

9 不適合責任

- (1) 本システム本運用開始後1年の間に、正当な理由無く、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合、設計ミスによる不良および不具合が判明した場合において、当市が改良を請求したときは、当市と協議の上、無償で改良すること。
なお、この場合、不具合の改良のために操作内容を変更しないこと。
- (2) 本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、当市からの障害発生時の情報開示請求などの問い合わせや助言要求に対して、誠意をもって対応すること。
- (3) 受託者の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、受託者がその損害を賠償すること。
- (4) 受託者は、個人情報情報の漏えい、滅失、毀損その他のセキュリティインシデントが発生し、又はそのおそれを認知した場合、直ちに当市へ報告し、その指示に従うとともに、被害拡大の防止および原因究明・再発防止に必要な措置を講じること。

10 契約期間終了時のデータの引継ぎ

契約期間終了時には、蓄積された全てのデータを当市に無償で引き継ぐこと。データ形式は汎用的なファイルフォーマット（CSV 形式等）とする。受託者は、引継ぎの完了を当市が確認した後、すみやかに当該データの確実な消去を行い、当市に報告すること。また、次期契約事業者への移行が必要な場合には、当該データが円滑に移行できるよう、受託者は必要なデータ抽出および連携作業に誠実に協力すること。その際、事業者が発生する費用については、原則として当市に請求しないものとする。ただし、特段の事情により費用の発生が見込まれる場合は、事前に協議の上、その取り扱いを別途決定するものとする。

1 1 その他

(1) 従事者

本業務に従事する者は、集団健診の制度や当市のがん検診等の実施方法を十分に理解したものでなければならない。

(2) 費用の負担

人件費、旅費、通信費、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬など、本業務にかかる費用についてはすべて受託者の負担とする。

(3) 業務の再委託について

- ① 受託者は、すべての業務を第三者に委託しないこと。
- ② 業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に当市に承諾を得なければならない。
- ③ 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対してすべての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(4) 実施状況等の照会

当市が本業務の実施状況等を照会し、調査または報告を求めた場合は、速やかに対応すること。

(5) 協議録の作成

本業務に係る案件について、当市と協議や打ち合わせを実施した際は、速やかに議事録を作成し、当市へ提出すること。

(6) 法令等の遵守

受託者は、本業務の遂行に当たっては以下に掲げる法令等を遵守すること。

- ① 国等で定められた法・ガイドライン等
 - ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
 - ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- ② 加東市情報セキュリティポリシー等

(7) 本仕様書に定めない事項

本仕様書に定めない事項については、別途当市と協議し決定する。